

# 令和元年度 第一回 京都市事務事業評価委員会

日時 令和元年12月12日(木)  
13:00 ~ 17:15  
場所 京都市役所

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

令和元年度（平成30年度分）事務事業評価（第三者評価）について

事務事業名	局名
食の安全・安心	保健福祉局
がん対策	保健福祉局
歴史的建築物保存・活用推進事業	都市計画局
次世代自動車普及促進事業	環境政策局

### 3 閉 会

令和元年度 第一回 事務事業評価委員会出席者名簿

事務事業名	局名	所属名	役職	氏名
食の安全・安心	保健福祉局	医療衛生推進室健康安全課	課長	篠崎 史義
		医療衛生推進室健康安全課	食品安全係長	野村 剛
		医療衛生推進室健康安全課	係員	高尾 恭平
がん対策	保健福祉局	健康長寿企画課	健康長寿推進担当課長	逢坂 剛史
		健康長寿企画課	健康長寿推進第一係長	澤井 雄介
歴史的建築物保存・活用推進事業	都市計画局	建築指導部建築指導課	建築指導課長	文山 達昭
		建築指導部建築指導課	歴史的建築物保存活用係長	林 歆太郎
		建築指導部建築指導課	係員	中舎 翔
次世代自動車普及促進事業	環境政策局	地球温暖化対策室	エネルギー事業推進課長	大西 一範
		地球温暖化対策室	係長	沼田 博之

令和元年度  
(平成30年度分)

## 事務事業評価票

A 一般型

No.

2263013

## I 事業の概要

重点評価

## I-1 事業の概要

事務事業名 ホーム・シアター・リス	食の安全・安心		所管局部課等	保健福祉局医療衛生推進室健康安全課		
			(連絡先)	075-222-3429		
			(評価票作成者)	健康安全課長 篠崎 史義		
業務運営方法	部分委託	委託(補助・負担)先の名称、委託(補助・負担)の内容 普及イベントの運営等(委託先:株式会社ユニテイ)	事務事業の性格	義務的事业		
			類型	3 イベント・講座・普及啓発		
			会計区分	一般会計		
			開始時期	平成	16	年度
			終了(予定)時期	令和		年度
実施根拠 (法令、条例、規則、要綱等)	京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例, 第2期京都市食の安全安心推進計画					

## 主たる上位施策 1703 食や生活環境の安全・安心の確保

事業概要	目的 (どのような状態にしたいのか)	「京都市食の安全安心推進計画」に掲げたリスクコミュニケーション事業※等を推進し、食の安全性に関する情報発信や意見交換を積極的に行うことにより、市民、観光旅行者及び食品等事業者が正しい情報を共有し、信頼関係を築いたうえで、食の安全安心確保のための施策・事業を推進し、今後の更なる食品の安全性の向上を図る。 ※リスクコミュニケーション事業: 食の安全安心をテーマに、消費者、食品等事業者、行政担当者などの関係者間で情報や意見を交換すること。
	背景 (どのような経緯で事業を開始したのか)	食の安全安心の確保には、市民や食品等事業者、京都市が互いの役割や責務を正しく認識するとともに、情報を共有し、信頼関係を築いたうえで協働することが不可欠であることから実施している。
	対象 (誰を、何を)	市民、観光旅行者、食品等事業者
	活動内容 (どのような手段で)	本市においては、平成22年4月に「京都市食の安全安心推進条例」を施行するとともに、平成28年3月に本条例に基づく「第2期京都市食の安全安心推進計画」を「京都市食の安全安心推進審議会」からの答申に基づき策定した。また、平成29年には同条例の一部を改正し、毎年8月1日を「食の安全安心推進の日」と定め、食品等事業者と連携した啓発活動を展開するなど、食の安全安心確保の機運の向上を図っている。 今後は、これまでの食品衛生に係る監視業務等に加え、同計画に基づく食品の安全性確保のための新たな施策・事業を市民、観光旅行者及び食品等事業者との共汗により、総合的かつ計画的に推進することとしており、ホームページ及びみやこ健康安全ネット等による情報発信、食品製造施設の見学会を通じた関係者の意見交換会、行政施策に対する意見聴取などの取組を行っている。

## I-2 投入量

年間経費等推移 (千円)	No.	区分	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算
	①	事業費 (千円)	3,734	2,456	2,060	3,109
		報償費	22	0	38	45
		報酬	299	310	309	372
		役務費	684	806	491	1,001
		その他(使用料及び賃借料等)	1,735	1,241	1,157	1,515
			0	0	0	0
	①'	委託料	994	99	65	176
		普及イベントの運営等				
	②	委託料が事業費に占める割合(①'÷①)	26.6	4.0	3.2	5.7
	③	人件費 (千円)	125,257	128,557	124,629	124,613
		職員(課長級) (人)	1.43	1.15	1.15	1.15
		職員(課長補佐級、係長級) (人)	3.79	4.55	4.81	4.84
		職員(係員) (人)	8.80	8.68	7.94	7.90
		嘱託職員等人件費 (千円)	0	0	0	0
④	年間経費(①+③) (千円)	128,991	131,013	126,689	127,722	
⑤	特定財源(市税等の一般財源以外) (千円)	0	0	0	0	
	国庫・府支出金 (千円)	0	0	0	0	
	受益者負担分(使用料、手数料等) (千円)	0	0	0	0	
	その他( ) (千円)	0	0	0	0	
⑥	京都市年間負担経費(④-⑤) (千円)	128,991	131,013	126,689	127,722	
⑦	受益者負担率(受益者負担分÷④) (%)	-	-	-	-	

令和元年度  
(平成30年度分)

事務事業名 食の安全・安心

II 評価結果

II-1 市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性
公益性	<input checked="" type="checkbox"/> より多くの市民に提供されるサービス(共同消費性) <input type="checkbox"/> 特定の個人または集団に提供されるサービス(個人消費性)	政策性	<input checked="" type="checkbox"/> 政策的意思決定を必要とするサービス(政策的) <input type="checkbox"/> 経常業務の度合いが高いサービス(経常的)	必要性(程度)
必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 日常生活に必要不可欠なサービス(必需) <input type="checkbox"/> 日常生活に必要不可欠でないサービス(選択)	行政専門性	<input checked="" type="checkbox"/> 行政上の専門知識を必要とするサービス(行政専門性) <input type="checkbox"/> 行政上の専門知識を必要としないサービス(一般専門性)	無
判定	① 必需・共同消費性	判定	① 政策的・行政専門性	現在の受益者負担率(%)
多数の人を対象とし、日常生活の維持などのため、欠かさず提供する必要があるサービスが該当します。 ただし、サービスを提供するために設備をはじめ多くのコストを要するため、その負担のあり方や程度について、検討しなければなりません。 【例】上下水道、ごみ収集など		業務を進めていくうえで、政策的な判断が必要であり、また、そのために行政の専門的な知識やノウハウ等が必要となります。 行政活動の中心となる業務であり、専門知識やノウハウ等の蓄積や人材育成なども欠かせないため、原則として、行政が実施主体となる業務です。		-
国、府、民間事業者による類似事業	府においても、類似の事業を実施している。	他の政令指定都市の実施状況	他の政令指定都市においても、類似の事業を実施している。	

II-2 業績評価

目標達成度	指標名		単位	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度			
指標 1	区分	活動指標	種類	増加することが良いとされる指標	目標値 …①	回	60	60	60	60
					実績値 …②	回	36	45	33	
					目標達成率 (2÷1)	%	60.0	75.0	55.0	
				評価	悪い	普通	悪い			
指標 2	区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標	目標値 …①	人	266	299	332	365
					実績値 …②	人	330	307	396	
					目標達成率 (2÷1)	%	124.1	102.7	119.3	
				評価	かなり良い	良い	かなり良い			
				総合評価	良い	良い	良い			
指標の選択理由				目標値設定の考え方						
指標 1	京都市食の安全安心推進計画において、食の安全性に関する情報発信を積極的に行うこととしているため			5回/月の情報発信を目指し、1年で60回を目標とする。						
指標変更の有無	無	指標名	区分	適用年度	単位					
指標 2	食中毒予防等に関する自主的な行動を促進することを目的に、市民や事業者を対象とした食品関連施設の見学会や、食の安全安心をテーマとしたワークショップを開催する。その参加者数を把握することにより、市民等の食の安全性に対する意識の向上度合を評価することができる。			「京都市食の安全安心推進計画」に掲げた目標値(平成32年度 400人)の達成に向け、各年度の目標を等差的に設定 年度別目標値 (H27年度 233人, H28年度 266人, H29年度 299人, H30年度 332人, R1年度 365人, R2年度 400人)						
指標変更の有無	無	指標名	区分	適用年度	単位					
【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況										
指標 1	区分	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名	目標値 …①	単位	H28年度	H29年度	H30年度		
				実績値 …②						
				目標達成率 (2÷1)	%					
				評価						
指標 2	区分	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名	目標値 …①						
				実績値 …②						
				目標達成率 (2÷1)	%					
				評価						
効率性	No.	区分		単位	H28年度	H29年度	H30年度			
	①	みやこ・健康安全ネットやSNSによる食品安全に関する情報の発信回数		回	36	45	33			
	②	年間経費(事業費及び人件費の合計額)		千円	128,991	131,013	126,689			
	③	単位当たり経費(②÷①×1,000円)		円/単位	3,583,083	2,911,400	3,839,061			
	④	単位当たり経費変動率(%)				-18.7	31.9			
				評価	かなり良くなった	かなり悪くなった				
市民参加度(市民参加の手法)	有	(市民参加の具体的な手法等) 参加型リスクコミュニケーション事業として食中毒予防体験学習会(開催回数2回, 参加者38人), 食品工場見学会(開催回数4回, 参加者100人)等を実施。								
市会・監査・外部機関等からの指摘										

(令和元年度第一回事務事業評価委員会資料)

## 食の安全・安心事業について

### 1 事業の趣旨

京都市では、「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」に基づき、「京都市食の安全安心推進計画」を策定し、食の安全安心施策を総合的かつ計画的に推進している。同計画では、消費者、食品等事業者、行政担当者などの関係者の間で情報や意見をお互いに交換し、食品の安全性についての理解を深め合う「リスクコミュニケーション」事業を推進することとしており、具体的には食品製造施設の見学会や家庭内食中毒予防講座等の参加型意見交換会のほか、SNSやみやこ健康安全ネット、ホームページ等による情報発信の取組を行っている。

### 2 事業の内容

#### (1) 参加型リスクコミュニケーションの実施

##### ア 体験！一日食品衛生監視員～食品工場へ行こう！！～（食品工場見学会）

市内の小中学生及びその保護者に対し、製造施設の見学のほか、施設の従事者や本市の食品衛生監視員との意見交換などを実施し、食の安全性の確保に関する取組について、理解を深めていただいた。

開催日	場所	参加者数
平成30年8月23日	株式会社美十	18人
平成30年9月8日	京都本社・工場	19人
平成31年3月20日	株式会社土井志ば漬本舗	32人
平成31年3月23日		31人



##### イ 「みんなで実験 たのしく学ぶ食中毒予防」（小学生向け家庭内食中毒予防講座）

食品の安全性について理解を深め、家庭での食中毒予防に繋げるため、小学生及びその保護者を対象に、体験学習会を開催した。

開催日 平成30年7月25日，26日  
場所 京都市衛生環境研究所  
参加者数 38人（小学生及びその保護者）  
内容 食品の細菌検査体験  
顕微鏡を用いた食中毒菌の観察  
手洗いチェック体験



## ウ 食の安全安心推進の日（食の安全・安心デー）

「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」により，食品衛生月間の初日となる毎年8月1日を「食の安全安心推進の日（食の安全・安心デー）」と定め，食中毒予防に関する啓発活動を展開している。

平成30年度は，一社 京都市食品衛生協会と共催で，カナート洛北（左京区）において手洗いチェッカーを用いた正しい手洗方法の講習を実施するとともに，市内約20箇所の商店街等において，市民の皆様に対し，食中毒予防の標語入りうちわを配布するなど，食中毒予防等の啓発を行った。

手洗いチェック体験参加者数 90人



## エ 地域密着型リスクコミュニケーション事業

医療衛生センターが主体となり，行政区ごとに食中毒予防講習会や工場見学などの市民参加型事業を実施した。

### （ア）食の安全安心クッキング

梅酒づくり体験を通して食中毒の危険性及び衛生的な手洗いについて学び，食の安全に関する理解を深めていただいた。

開催日 平成30年10月5日

参加者数 20人



### （イ）食品工場見学会

漬物製造工場における衛生管理の取組の見学や本市食品衛生監視員を交えた意見交換会を開催した。

開催日 平成31年2月13日

場所 株式会社京都なり田

参加者数 20人



### （ウ）体験型手洗い講習会

大学学祭での模擬店出展者や社会福祉施設の従業員等を対象に手洗いチェッカーを使用した正しい手洗いの体験学習会を計11回開催した。

参加者数 675人

## オ その他啓発活動

(ア) 「大学のまち・京都」の特性を活かした取組として、大学コンソーシアム京都・単位互換科目「消費者問題」への講師派遣や地域に密着して食育推進活動を展開する「食育指導員」に対し、正しい手洗いの実演を行うなどの啓発活動を実施した。

参加者数 128人

(イ) 本市が主催する各種イベントにて食の安全安心に係るブースを出展し、食中毒予防に係る啓発活動を実施した。

### a 「健康長寿のまち・京都いきいきフェスタ 2018」における食品衛生啓発

食中毒・感染症予防に向け、正しい手洗いが行えているか確認する「手洗いチェック体験」や、「京・食の安全衛生管理認証制度」の周知を行うため、食品安全ブースを出展した。

開催日 平成30年11月10日

場所 みやこめっせ（京都市勧業館）

ブース体験者数 約800人



### b 京都市中央卸売市場第一市場「鍋まつり」における食品衛生啓発

食の流通拠点である中央卸売市場第一市場で開催された「鍋まつり」においてブース出展し、来場した市民の方に対して啓発物品の配布や食品衛生に関するクイズを実施した。

開催日 平成30年11月23日

場所 中央卸売市場第一市場

ブース体験者数 食品衛生クイズ 約500人

## カ 啓発用物品の作成

市民の方々に食の安全安心に関する取組に関心や親しみをもってもらい、食中毒予防に資するよう、啓発物品を作成し、各種イベントや講習会で配布した。

### 【平成30年度作成実績】

- ・ ボールペン 3,000本
- ・ クリアファイル 2,500枚

## (2) みやこ・健康安全ネットやSNS (Facebook) による食品安全に関する情報の発信

### ア みやこ・健康安全ネット

「みやこ健康・安全ねっと」とは、本市公式ホームページから登録いただいた方の携帯電話やパソコンに、電子メールで市内の健康危機の発生状況や注意喚起情報を発信するサービスである。

平成30年度は、食中毒予防情報など、18件を発信した。

(食中毒等啓発情報：16回、その他：2回)。

配信日		内容
1	4月27日	海外での感染症（GW期間）
2	4月27日	海外へ渡航される皆様へ
3	4月27日	レジャーシーズン到来！食中毒を予防しましょう！！
4	7月25日	海外旅行での感染症（夏休み）
5	7月26日	ダニ媒介感染症に注意しましょう
6	7月30日	8月は食品衛生月間です！！（第1回）～食の安全・安心デー～
7	8月6日	8月は食品衛生月間です！！（第2回）～腸管出血性大腸菌に気を付けましょう！～
8	8月13日	8月は食品衛生月間です！！（最終回）～バーベキュー～食中毒に気を付けて！
9	9月7日	風しんに注意しましょう
10	10月5日	毒キノコに注意しましょう！
11	10月23日	油断大敵！秋も食中毒は起こります！
12	11月14日	ノロウイルスによる食中毒を予防しましょう！！
13	11月19日	フグによる食中毒に御注意ください！
14	12月25日	海外に渡航される皆様へ（年末年始）
15	1月22日	有毒植物による食中毒に注意しましょう！
16	1月22日	インフルエンザが流行しています！
17	2月19日	2019年度京都市食品衛生監視指導計画の策定に係る市民意見募集
18	2月28日	麻しん（はしか）の患者数が増加しています！

## イ SNS (Facebook)

平成28年4月に京都市食の安全安心啓発キャラクター「おあがりス」のFacebookを開設し、食中毒予防や食品安全関連イベント情報を発信している。

平成30年度は、食品工場見学会等の参加型リスクコミュニケーション事業の開催案内や食中毒予防の啓発メッセージなど、15件を発信した。

(食中毒予防情報：6回、食品安全関連イベント情報：6回、その他：3回)。

配信日		内容
1	4月25日	「平成30年度京都市食品衛生監視指導計画」を策定
2	5月10日	平成30年度食中毒・感染症予防対策講習会を受講しませんか？
3	6月8日	平成30年度食中毒・感染症予防対策講習会を開催しました！

4	6月25日	「みんなで実験 楽しく学ぶ食中毒予防」参加者募集
5	7月3日	平成29年度食品衛生監視指導結果について
6	7月30日	8月1日は「食の安全安心推進の日（食の安全・安心デー）」だよ！
7	7月31日	明日（8月1日）は「食の安全安心推進の日」だよ！
8	8月1日	本日（8月1日）は「食の安全安心推進の日（食の安全・安心デー）」です！
9	8月6日	「体験！一日食品衛生監視員～工場見学に行こう！～」参加者募集中！
10	9月28日	食品等事業者の皆様を対象に食品表示講習会を開催するよ！
11	10月19日	毒キノコによる食中毒に注意！！
12	11月13日	平成30年11月9日、食品衛生に関する表彰式が開催されました。
13	11月29日	ふぐの食中毒について
14	11月30日	ノロウイルス食中毒予防強化月間について
15	2月8日	2019年度の京都市食品衛生監視指導計画（案）について皆様の御意見を募集しています！

### 3 業務委託実績

年度	内容	金額
28	【若年層向け食の安全安心啓発動画資料作成】 次世代を担う若年層へ食の安全安心に関する適切な情報発信と正しい知識の普及を図るため、小学生及びその保護者が一緒に学べる手洗い動画の作成を委託した。	993,600
29	【食の安全安心推進の日オープニングイベントに関わる会場設営】 オープニングイベントの開催にあたり、舞台や客席等の設営を委託した。	99,360
30	【京都市食の安全安心啓発キャラクター「おあがりス」イラスト集の作成】 食の安全安心に係る啓発資材の作成に活用するため、「おあがりス」のイラストデータ50パターンの作成を委託した。	64,800

第2期

# 京都市 食の安全安心推進計画

(平成28年度～32年度)

概要版



本冊については、以下のURLから御覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000221/221040/2kisuishinkeikaku.pdf>

## 京都市食の安全安心推進計画とは

本市では、食品等事業者や市民及び観光旅行者（「市民等」といいます。）の皆様と協働しながら、食品等の安全性及び安心な食生活の確保を図り、信頼を得ることを目的として、「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例（「食の安全安心条例」といいます。）」を平成22年4月に施行しました。

京都市食の安全安心推進計画は、食の安全安心条例に基づき、食の安全安心施策を総合的かつ計画的に推進するための目標や取組等を定めた計画です。

平成28年3月



京都市  
CITY OF KYOTO

健康長寿のまち・京都

令和元年度  
(平成30年度分)

## 事務事業評価票

A 一般型

No.

2218033

## I 事業の概要

重点評価

## I-1 事業の概要

事務事業名	がん対策		所管局部課等	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課		
	ホーム・サイト	<a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/37-2-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/37-2-0-0-0-0-0-0.html</a>	(連絡先)	075-222-3419		
			(評価票作成者)	健康長寿企画課長 塩山 晃弘		
業務運営方法	部分委託	委託(補助・負担)先の名称、委託(補助・負担)の内容 京都府医師会及び京都予防医学センターに検診業務を委託	事務事業の性格	義務的事业		
			類型	5 検査・検診		
			会計区分	一般会計		
			開始時期	昭和	44	年度
			終了(予定)時期	令和		年度
実施根拠 (法令、条例、規則、要綱等)	健康増進法第19条の2健康、増進法施行規則第4条の2、胃がん検診実施要綱、大腸がん検診実施要綱、肺がん検診実施要綱、前立腺がん検診実施要綱、乳がん検診実施要綱、子宮がん検診実施要綱、胃がんリスク層別化検診実施要綱、京都市がん検診推進事業実施要綱、がん検診精度管理委員会設置要綱					

## 主たる上位施策 1701 市民の健康づくり活動の推進

目的 (どのような状態にしたいのか)	市民ががん検診を受診することにより、がんの早期発見・早期治療につなげ、がんの死亡率減少を目指す。
背景 (どのような経緯で事業を開始したのか)	がんは我が国の死亡原因の第1位であり、罹患者数及び死亡者数は年々増加している。統計上では、現在、日本人の2人に1人ががんに罹り、3人に1人ががんで亡くなると言われており、がんの死亡者数及び死亡率を減少させることが大きな課題となっている。このため、国ではがん対策の一つとして、がんの早期発見による早期治療を目的としたがん検診を、市町村事業として健康増進法に位置付けており、本市においても同法に基づき実施している。
対象 (誰を、何を)	胃がん検診は50歳以上の市民で隔年(平成28年度までは40歳以上の市民で逐年)、大腸・肺がん検診は40歳以上の市民。乳がん検診は30歳以上の女性市民で隔年、子宮頸がん検診は20歳以上の女性市民で隔年。前立腺がん検診は50歳以上の男性市民で隔年、胃がんリスク層別化検診は、40、45、50、55、60、65歳の市民(本市の胃がんリスク層別化検診を受診したことが無い方に限り1回のみ)を対象に平成29年度から実施。
活動内容 (どのような手段で)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各区役所・支所保健福祉センターでの検診、検診車による巡回検診、小学校等で実施する特定健診集国会場及び協力医療機関での個別検診を実施。</li> <li>市内5箇所の保健福祉センター(上京・山科・南・右京・伏見)において、日曜日に3つのがん検診(胃・大腸・肺がん検診)を1日で受診できる「日曜がんセット検診」を年間20回実施。</li> <li>7月～翌年3月に、5つのがん検診(胃・大腸・肺・乳・子宮頸がん検診)を1日で受診できる「がんセット検診」を実施。</li> <li>冬期限定で、大腸がん検診が郵送で受診できる「大腸がん郵送検診」を実施。</li> <li>一定年齢の市民に対し、子宮頸がん及び乳がん検診を無料で受診できる無料クーポン券を配布。</li> </ul>

## I-2 投入量

年間経費等推移 (千円)	No.	区分	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算	
	①	事業費 (千円)	470,854	420,694	433,664	508,517	
		報酬	7,337	6,964	7,239	10,114	
		賃金	5,717	5,109	6,175	9,600	
		報償費	3,581	3,820	5,075	5,342	
		需用費	10,705	13,278	15,105	16,876	
		通信運搬費	15,132	5,537	8,829	15,679	
		その他(共済費、役務費、保険料等)	4,663	3,824	740	2,302	
		①' 委託料 検査委託	423,719	382,162	390,501	448,604	
		② 委託料が事業費に占める割合(①'÷①)	(%)	90.0	90.8	90.0	88.2
		③ 人件費 (千円)	73,271	72,928	75,963	76,293	
		職員(課長級) (人)	0.75	0.74	0.94	1.05	
		職員(課長補佐級、係長級) (人)	1.43	1.43	1.05	1.05	
		職員(係員) (人)	6.27	6.25	6.87	6.75	
		嘱託職員等人件費 (千円)	0	0	0	0	
	④ 年間経費(①+③) (千円)	544,125	493,622	509,627	584,810		
	⑤ 特定財源(市税等の一般財源以外) (千円)	18,901	6,905	6,855	15,848		
	国庫・府支出金 (千円)	15,785	5,611	5,757	14,245		
	受益者負担分(使用料、手数料等) (千円)	3,110	1,294	1,098	1,603		
	その他(臨時的任用職員雇用保険料) (千円)	6	0	0	0		
	⑥ 京都市年間負担経費(④-⑤) (千円)	525,224	486,717	502,772	568,962		
	⑦ 受益者負担率(受益者負担分÷④) (%)		0.6	0.3	0.2	0.3	

令和元年度  
(平成30年度分)

事務事業名 **がん対策**

II 評価結果

II-1 市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性	
公益性	<input checked="" type="checkbox"/> より多くの市民に提供されるサービス(共同消費性) <input type="checkbox"/> 特定の個人または集団に提供されるサービス(個人消費性)	政策性	<input type="checkbox"/> 政策的な意思決定を必要とするサービス(政策的) <input checked="" type="checkbox"/> 経常業務の度合いが高いサービス(経常的)	必要性(程度)	
必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 日常生活に必要不可欠なサービス(必需) <input type="checkbox"/> 日常生活に必要不可欠でないサービス(選択)	行政専門性	<input type="checkbox"/> 行政上の専門知識を必要とするサービス(行政専門性) <input checked="" type="checkbox"/> 行政上の専門知識を必要としないサービス(一般専門性)	無	
判定	① 必需・共同消費性	判定	③ 経常的・一般専門性	現在の受益者負担率(%)	
多数の人を対象とし、日常生活の維持などのため、欠かさず提供する必要があるサービスが該当します。ただし、サービスを提供するために設備をはじめ多くのコストを要するため、その負担のあり方や程度について、検討しなければなりません。 【例】上下水道、ごみ収集など		日常的、定型的な業務のため、政策的な判断を伴わず、また、業務を進めていくうえで、行政の専門的な知識やノウハウ等は必要としません。サービスの提供についての行政の責任を明確にするなどしたうえで、行政以外の実施主体を積極的に検討すべき業務です。		0.2	
国、府、民間事業者による類似事業	特になし	他の政令指定都市の実施状況	全ての政令市で実施されている。		

II-2 業績評価

目標達成度	指標名		単位	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
指標 1	がん発見数	目標値 …①	人	228	240	216	189
		実績値 …②	人	173	141	158	
		目標達成度 (2÷①)	%	75.9	58.8	73.1	
区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標	評価	普通	悪い	普通
指標 2	早期がん発見率	目標値 …①	%	0.09	0.11	0.1	0.1
		実績値 …②	%	0.08	0.09	0.09	
		目標達成度 (2÷①)	%	88.9	81.8	90.0	
区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標	評価	普通	普通	良い
				総合評価	普通	普通	普通
指標の選択理由				目標値設定の考え方			
指標 1	がん患者の増加自体は望ましいものではないが、がん検診を実施することにより早期発見を行うことを目的とするため、「がん発見数」を目標値とする。			過去3年の実績平均の20%増を目標値とする。			
指標変更の有無	無	指標名	区分	適用年度		単位	
指標 2	本事業の目的であるがんの早期治療につなげるため、「早期がん発見率」を目標値とする。			過去3年の実績平均の20%増を目標値とする。早期がん発見率は、京都府医師会等から提供される検診結果を基に発見率を割り出している。			
指標変更の有無	無	指標名	区分	適用年度		単位	
【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況							
	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名		単位	H28年度	H29年度	H30年度
指標 1	変更無			目標値 …①			
				実績値 …②			
				目標達成度 (2÷①)	%		
区分		種類		評価			
指標 2	変更無			目標値 …①			
				実績値 …②			
				目標達成度 (2÷①)	%		
区分		種類		評価			
効率性	No.	区分		単位	H28年度	H29年度	H30年度
	①	受診者数		人	108,152	86,562	87,121
	②	年間経費(事業費及び人件費の合計額)		千円	544,125	493,622	509,627
	③	単位当たり経費(②÷①×1,000円)		円/単位	5,031	5,703	5,850
	④	単位当たり経費変動率(%)				13.4	2.6
				評価	かなり悪くなった	悪くなった	
市民参加度(市民参加の手法)	該当しない		(市民参加の具体的な手法等) 事業の性質上、市民参加はなじまない。				
市会・監査・外部機関等からの指摘							

## がん対策について

### 1 事業の概要

本市では、健康増進法第19条の2及び健康増進法施行規則第4条の2に基づき、市町村による健康増進事業として、早期発見・早期治療によってがんの死亡率を減少させることを目的に、一定の年齢にある市民を対象として、「がん検診」を実施している。

・健康増進法第19条の2

市町村は、第17条第1項に規定する業務に係る事業以外の健康増進事業であって厚生労働省令で定めるものの実施に努めるものとする。

・健康増進法施行規則第4条の2

法第19条の2の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1～5：略)

6 がん検診

### 2 本市が実施するがん検診の概要

検診種別	対象者／受診間隔	検査内容／受診料金
胃がん検診	50歳以上／2年に1回	胃内視鏡検査／3,000円 胃部エックス線検査／1,000円 ※受診申込時に上記どちらか一方の検査を選択。
大腸がん検診	40歳以上／1年に1回	便潜血検査／300円
肺がん検診	40歳以上／1年に1回	胸部エックス線検査／無料 喀痰（かくだん）検査／1,000円 ※喀痰検査は問診の結果に応じて必要な者のみ実施。
前立腺がん検診	50歳以上の男性 ／2年に1回	血液検査（PSA検査）／1,500円
乳がん検診	30歳以上の女性 ／2年に1回	30歳代：乳房超音波検査（エコー）／1,300円 40歳以上：乳房エックス線検査（マンモグラフィ） ／1,300円
子宮頸がん検診	20歳以上の女性 ／2年に1回	子宮頸部細胞診／1,000円
胃がんリスク 層別化検診	40・45・50・55 60・65歳／左記年齢 を通じて1回のみ	血液検査（ABC検診）／500円

#### <参考別紙>

- ・がん検診ガイド（令和元年5月発行）
- ・市民しんぶん区版挟み込み（令和元年5月15日発行）

### 3 これまでの事業の見直しの内容

年月	内容
平成19年 9月	・受診機会の増加と利便性の向上を目的に、最大5種類のがん検診（胃・大腸・肺・乳房・子宮）を1日で受診できる「がんセット検診」を開始。
平成22年11月	・受診機会の増加と利便性の向上を目的に、検体の郵送により受診できる「大腸がん郵送検診」を開始。※検体への影響の関係上、冬期（11月～翌年3月）のみ実施。
平成23年 7月	・受診機会の増加と利便性の向上を目的に、最大3種類のがん検診（胃・大腸・肺）を日曜日に1日で受診できる「日曜がんセット検診」を開始。
平成24年10月	・前立腺がんの早期発見・早期治療を目的に、「前立腺がん検診」を開始。
平成29年 4月	・国が策定するがん検診の指針の改定を踏まえ、「胃がん検診」の対象年齢を「40歳以上」から「50歳以上」へ引上げ。 ・子宮がん検診のあり方の見直し（「子宮体がん検診」の廃止、及び、検診の精度向上を目的として「子宮頸部細胞診」の検査手法に「液状検体法」を導入。）。
平成29年 6月	・国が策定するがん検診の指針の改定を踏まえ、「胃がん検診」に「胃内視鏡検査」を導入。 ・胃がん対策のさらなる充実を目的に、「胃がんリスク層別化検診」を開始。
平成30年 4月	・国が策定するがん検診の指針の改定を踏まえ、「胃がん検診」の受診間隔を「1年に1回」から「2年に1回」へ変更。 ・国が策定するがん検診の指針の改定を踏まえ、「乳がん検診」の検査の一つとして実施していた「視触診」を廃止。

### 4 本市が実施するがん検診の広報について（平成30年度の実績）

取組	内容
「がん検診ガイド」の配布・配架	「がん検診ガイド」を作成のうえ、京都市国保全世帯（約22万世帯）へ配布するとともに、各区・支所等や各イベントにおいて随時配布・配架。
市民しんぶん区版挟み込みによる広報	市民しんぶん区版挟み込み（約66万部）を活用し、市内全市域を対象とした広報を実施。
申込書付きチラシの回覧	地域における回覧を活用し、実施時期や実施区に合わせて、申込書を添付した案内チラシを回覧。 【回覧による広報を行っているがん検診】 「がんセット検診」、保健福祉センター施設内で実施しているがん検診、「胃がん巡回検診」、「乳がん巡回検診」、「大腸がん郵送検診」 ※巡回検診：検診車を一定の時期に区役所等へ配車して実施する検診。
指定医療機関におけるポスター掲示	かかりつけ医を通じたがん検診の受診勧奨の取組として、ポスターを作成し、本市のがん検診の指定医療機関（810機関）に送付のうえ、積極的な掲示を依頼。
個別受診勧奨の実施	国においても推奨されており、本市においても平成29年度に実施して一定の効果が認められた個別受診勧奨を、一層強化して実施（延べ個別受診勧奨人数：40,764人）。 ※個別受診勧奨：一般的な広報ではなく、一定の条件下にある個人一人ひとりを対象とした受診勧奨。
市民しんぶん区版への記事掲載	実施時期や実施区に合わせて、各区の市民しんぶん区版にがん検診の実施を案内する記事を掲載。
本市ホームページへの情報掲載	本市ホームページにおいてがん検診の実施に関する情報を掲載。

# 受けましよう がん検診!

がんは誰がなっても  
おかしくありません。

しかし、

がんは早期発見すれば  
90%以上が治ります。

京都市では

各種がん検診を実施しており、  
お安く受けていただけます。



## 各種がん検診申込書 (切り取ってお使いください)

**[申込書]** 申込書を記入し、封筒に入れるか郵便はがきの裏面に貼ってください。 **[宛先]** 封筒か郵便はがきの表面に貼ってください。  
※申込書の郵送料はご負担願います。

### 胃がん巡回検診申込書

各区役所等に検診車を配車して実施する胃がん巡回検診の申込書です。  
申込締切後、順次、京都予防医学センターから「日時のお知らせ」をお送りします。

〒604-8491  
中京区西ノ京左馬寮町28  
京都予防医学センター 胃がん検診係 行

胃がん巡回検診申込書	
受診希望項目 (○印で囲んでください)	受診希望日 (希望がない場合は希望なしの欄に○印をご記入ください) ※未記入の場合は希望がないものとして扱います
1 胃・大腸とも受診 2 胃のみ受診 3 大腸のみ受診	第一希望 月 日 第二希望 月 日 希望なし
受診希望区 (希望がない場合は空欄にしてください)	区
住所 〒 京都市	
フリガナ	電話
氏名	
生年月日 大・昭 年 月 日 ( 歳)	性別 男・女

#### 令和元年度胃がん巡回検診実施月(目安)

実施区・支所等	実施月	実施区・支所等	実施月
深草・醍醐等	8月	北	1~2月
中京	10~11月	下京	3月
左京	11~12月		

※申込期限は各区実施開始月の前月15日までです。  
※お住まいの区にかかわらず受診できます。  
※実施日の詳細は京都予防医学センター (TEL: 811-9135) までお問い合わせください。

### 乳がん巡回検診申込書

各区役所等に検診車を配車して実施する乳がん巡回検診の申込書です。  
申込締切後、順次、京都予防医学センターから「日時のお知らせ」をお送りします。  
※40歳以上の方で指定医療機関で受診をご希望の場合は、指定医療機関へ電話でお申込みください。

〒604-8491  
中京区西ノ京左馬寮町28  
京都予防医学センター 乳がん検診係 行

乳がん巡回検診申込書	
今までに京都市の乳がん検診を受けたことが ない・ある (前回受診区 区)	
受診希望区 (希望がない場合は空欄にしてください)	区
住所 〒 京都市	
フリガナ	電話
氏名	
生年月日 大・昭・平 年 月 日 ( 歳)	

#### 令和元年度乳がん巡回検診実施月(目安)

実施区・支所等	実施月	実施区・支所等	実施月	実施区・支所等	実施月
上京	7月	南	9~10月	西京・洛西	11~12月
山科	8~9月	北	10~11月	中京	1~2月
下京	8~9月	東山	10~11月	伏見・深草・醍醐	1~3月

※申込期限は各区実施開始月の前月15日までです。  
※お住まいの区にかかわらず受診できます。  
※実施日の詳細は京都予防医学センター (TEL: 811-9135) までお問い合わせください。

### 大腸がん検診検便容器申込書

お申込みをいただいているから概ね1週間~10日で検便容器一式  
をお送りします。

〒604-8491  
中京区西ノ京左馬寮町28  
京都予防医学センター 大腸がん検診係 行

大腸がん検診検便容器申込書	
住所 〒 京都市	
フリガナ	電話
氏名	
生年月日 大・昭 年 月 日 ( 歳)	性別 男・女

### 令和元年度がんセット検診申込書

**[令和元年6月1日~申込開始]**

2項目以上からの申込みとなります。  
申込締切後、順次、京都予防医学センターから「日時のお知らせ」をお送りします。

〒604-8491  
中京区西ノ京左馬寮町28  
京都予防医学センター がんセット検診係 行

令和元年度がんセット検診申込書			
住所 〒 京都市		フリガナ	電話
氏名		生年月日 大・昭 年 月 日 ( 歳)	性別 男・女
受診しないものに×印 <input type="checkbox"/> 胃 <input type="checkbox"/> 大腸 <input type="checkbox"/> 肺 <input type="checkbox"/> 乳 <input type="checkbox"/> 子宮			
会場	受診希望日程 複数希望可 欄に希望順に数字を記入してください	申込期限	定員 (先着順)
京都予防医学センター (施設内) (中京区西ノ京左馬寮町28)	<input type="checkbox"/> 7~8月★ <input type="checkbox"/> 9~10月★ <input type="checkbox"/> 11~12月★ <input type="checkbox"/> 1~3月★	6/15(土) 12/15(日)	1,000名
京都テルサ (検診車) (南区東九条下藤田町70)	[10月] <input type="checkbox"/> 6日(日)★ <input type="checkbox"/> 31日(木)	8/31(土) 10/15(火)	各日 200名
京都エミナース (検診車) (西京区大原野東塚町2-4)	[11月] <input type="checkbox"/> 1日(金)★ [12月] <input type="checkbox"/> 16日(月)★ <input type="checkbox"/> 17日(火)★	8/31(土) 10/15(火)	
パルスプラザ (検診車) (伏見区竹田馬場町5)	[12月] <input type="checkbox"/> 24日(火)★ <input type="checkbox"/> 25日(水)★ <input type="checkbox"/> 26日(木)★	10/15(火)	
西陣福会館 (検診車) (上京区堀川通今出川(下ル西側))	[1月] <input type="checkbox"/> 17日(金)★ [2月] <input type="checkbox"/> 24日(月)★ [3月] <input type="checkbox"/> 3日(火) <input type="checkbox"/> 4日(水) <input type="checkbox"/> 5日(木) <input type="checkbox"/> 6日(金)	11/30(土) 12/15(日)	

※★印の実施日には協会けんぽ、京都市職員共済組合及び一部の国民健康保険組合の特定健診が同時に実施されます。詳細は、京都予防医学センター-特定健診係 (TEL: 811-9131) までお問い合わせください。

# あなたが受けられるがん検診は？

がん検診に関して詳しくはこちらへ  
 京都いつでもコール TEL:661-3755 / FAX:661-5855

ホームページでも案内しています  
 京都市 がん検診 検索 

検診・検査内容	対象者				受診料金 (免除制度あり)	申込方法
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上		
1 <b>胃がん検診（胃内視鏡（胃カメラ）検査）</b> 胃カメラで、直接、胃の粘膜を観察します。				50歳以上の市民 2年に1回	約18,000円 → <b>3,000円</b> <small>(保険外診療)</small>	指定医療機関へ <b>電話</b> で申込み
2 <b>胃がん検診（胃部エックス線（バリウム）検査）</b> バリウム等を飲んでいただき、胃部のエックス線撮影を行います。					約5,000円 → <b>1,000円</b> <small>(保険外診療)</small>	
3 <b>胃がんリスク層別化検診（ABC 検診）</b> ピロリ菌感染の有無を調べる「ピロリ菌抗体検査」と、胃の粘膜の状態を調べる「ヘプシノゲン検査」の2つの検査の組合せにより、胃がんにかかるリスクを判定します。血液検査により実施します。			40・45・50・55・60・65歳の市民 上記年齢を通じて1回のみ		約5,000円 → <b>500円</b> <small>(保険外診療)</small>	指定医療機関へ <b>電話</b> で申込み
4 <b>肺がん検診（胸部エックス線検査）</b> 胸部のエックス線撮影を行います。 問診の結果、必要に応じて喀痰検査（たんの検査）を行います。			40歳以上の市民 1年に1回		約2,000円 → <b>無料</b> <small>(保険外診療)</small> （喀痰検査 約5,000円 → <b>1,000円</b> ） <small>(保険外診療)</small>	申込不要 （各区役所・支所や、小学校等の集団健診会場へ <b>直接</b> お越しください）
5 <b>大腸がん検診（便潜血検査）</b> 2日分の検便により、大腸内の出血の有無を調べます。			40歳以上の市民 1年に1回		約2,000円 → <b>300円</b> <small>(保険外診療)</small>	4ページの「 <b>大腸がん検診検便容器申込書</b> 」や区役所健康長寿推進課等で指定の検便容器を入手いただき、自宅等で便を採取後、区役所等へ検便容器を提出
6 <b>前立腺がん検診（PSA 検査）</b> 血液検査により、PSA 値（前立腺がん腫瘍マーカーとなるタンパク質）を測定します。			50歳以上の男性の市民 2年に1回		約4,000円 → <b>1,500円</b> <small>(保険外診療)</small>	指定医療機関へ <b>電話</b> で申込み
7 <b>子宮頸がん検診（子宮頸部細胞診）</b> 子宮の入口（頸部）の細胞を、専用の器具で採取し、異常な細胞がないかどうかを調べます。 ※子宮体部の検診は実施していません。			20歳以上の女性の市民 2年に1回		約8,000円 → <b>1,000円</b> <small>(保険外診療)</small>	指定医療機関へ <b>電話</b> で申込み
8 <b>乳がん検診（エコー検査）</b> エコー（超音波）検査を行います。 ※視触診は実施していません。		30歳代の女性の市民 2年に1回			約5,000円 → <b>1,300円</b> <small>(保険外診療)</small>	4ページの「 <b>乳がん巡回検診申込書</b> 」で申込み
9 <b>乳がん検診（マンモグラフィ検査）</b> マンモグラフィ（エックス線）検査を行います。 ※視触診は実施していません。			40歳以上の女性の市民 2年に1回		約9,000円 → <b>1,300円</b> <small>(保険外診療)</small>	①指定医療機関へ <b>電話</b> で申込み 又は ②4ページの「 <b>乳がん巡回検診申込書</b> 」で申込み
<b>日曜がんセット検診</b> 日曜日に最大3項目（上記2、4、5）のがん検診が上京・山科・南・右京・伏見区役所で一度に受診できます。			40歳以上の市民 （胃がん検診は50歳以上） 2年に1回		約9,000円 → <b>1,300円</b> <small>(保険外診療)</small> 注：受診する検診によって受診料金が異なります。	京都いつでもコールへ <b>電話</b> 、 <b>FAX</b> 、 <b>インターネットフォーム</b> で申込み
<b>がんセット検診</b> 最大5項目（上記2、4、5、7、9）のがん検診が指定の会場（検診申込書記載の会場）で一度に受診できます。			40歳以上の市民 （胃がん検診は50歳以上、2年に1回 子宮頸がん検診、乳がん検診は女性のみ対象、2年に1回）		約26,000円 → <b>3,600円</b> <small>(保険外診療)</small> 注：受診する検診によって受診料金が異なります。	4ページの「 <b>令和元年度がんセット検診申込書</b> 」で申込み

どちらか一方を選んでください。

一度に複数のがん検診が受けられます

※対象年齢は、受診する年の12月31日時点で判定します。2年に1回の検診は、各年、偶数の年齢の方が対象です。ただし、奇数の年齢の方でも、前年（偶数の年齢の年）に受診していない場合は受診できます。

令和元年度



京都市  
CITY OF KYOTO

# 京都市 がん検診ガイド

## 受けましょうがん検診!

がんは誰がなってもおかしくありません。  
がんは早期発見すれば**90%以上**が治ります。

京都市では各種がん検診をお安く

本冊については、以下のURLから御覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000135/135788/31guide.pdf>

### あなたが受けられるがん検診は？

検診種別	検査方法	受診料金(*1)	対象者(*2)			
			20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上
胃がん検診	胃カメラ検査	3,000円				50歳以上の市民 2年に1回
	バリウム検査	1,000円				
胃がんリスク 層別化検診	ABC検診 (血液検査)	500円			40・45・50・55・60・65歳の市民 上記年齢を通じて1回のみ	
肺がん検診	胸部エックス線検査	無料			40歳以上の市民 1年に1回	
大腸がん検診	便潜血検査 (2日分の検便)	300円			40歳以上の市民 1年に1回	
前立腺がん検診	PSA検査 (血液検査)	1,500円				50歳以上の男性の市民 2年に1回
子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診	1,000円	20歳以上の女性の市民 2年に1回			
乳がん検診	エコー検査	1,300円		30歳代の女性の市民 2年に1回		
	マンモグラフィ検査	1,300円			40歳以上の女性の市民 2年に1回	

\*1 受診料金の免除制度は15ページをご覧ください。

\*2 対象年齢は、受診する年の12月31日時点で判定します。2年に1回の検診は、各年、偶数の年齢の方が対象です。ただし、奇数の年齢の方でも、前年(偶数の年齢の年)に受診していない場合は受診できます。

目次

「い」のちを  
守るために

1 京都市が  
実施する  
がん検診

2 胃がん検診

3~4 胃がんリスク  
層別化検診

5 肺がん検診

6

7  
8  
検診 前立腺がん

9 検診 子宮頸がん

10 乳がん検診

11~12 がんセット  
検診

13 検診 日曜がんセット

14 区役所支所  
電話予約  
無料制度

15 指定医療  
機関

16~25

ご案内

26~30

令和元年度  
(平成30年度分)

## 事務事業評価票

A 一般型

No.

2513003

## I 事業の概要

重点評価

## I-1 事業の概要

事務事業名	歴史的建築物保存・活用推進事業		所管局部課等	都市計画局建築指導部建築指導課	
	ホーム・シアター		(連絡先)	222-3620	
		<a href="http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000157989.html">http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000157989.html</a>	(評価票作成者)	建築指導課長 文山達昭	
業務運営方法	部分補助等	委託(補助・負担)先の名称、委託(補助・負担)の内容 <京都市歴史的建築物保存活用計画作成に係る補助金> 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に基づいて、保存活用計画を作成する対象建築物の所有者に対して、保存活用計画の作成にかかる費用の一部を補助する。 <建築基準法適用除外のための包括同意基準の拡充に向けた検討業務> 業務委託により、木製防火雨戸の性能検証を実施	事務事業の性格	任意の事業	
			類型	1 個人給付・融資	
			会計区分	一般会計	
			開始時期	平成	26
			終了(予定)時期	平成	年度
実施根拠 (法令、条例、規則、要綱等)	京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例、京都市歴史的建築物保存活用計画作成に係る補助金交付要綱				

## 主たる上位施策 2203 歴史的な町並みや京町家等の保全

目的 (どのような状態にしたいのか)	現行の建築基準法では困難であった景観的、文化的に重要な歴史的建築物の改修等を支援し、安全性等を確保しながら保存、活用することを推進する。
背景 (どのような経緯で事業を開始したのか)	補助：条例を活用するに当たっての「保存活用計画」の作成については安全性の評価に高度な判断を要することから、コストが増大し、建築物の所有者の負担が大きい。 普及啓発：条例の活用促進のために更なる普及啓発が必要である。 専門家への意見聴取体制整備：安全性の判断には高度な判断が必要なケースがある。 委託：建築基準法で認められている防火設備の仕様は限定的で、歴史的建築物の意匠を保存した改修が困難である。
対象 (誰を、何を)	補助：条例が対象とする、景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた歴史的建築物の所有者 委託：早稲田大学 普及啓発：上記の建築物の所有者や、建築・不動産等の各種団体 専門家への意見聴取体制整備：地震や火災の専門家
活動内容 (どのような手段で)	■補助：条例の対象建築物の所有者が、保存活用計画(工事計画、地震や火災に対する安全性確保や維持管理計画等)の作成に必要な費用の一部を補助 (1) 補助金額：上記費用の3分の2以下とし、京町家等の木造で、2階建以下かつ延べ面積200㎡以下のものは上限額200万円、非木造又は前述以外の木造については上限額500万円 (2) 要件：条例の対象建築物であること等。 (3) 実績：平成30年度 2件 ■委託：包括同意基準拡充を目的に、木製防火雨戸の燃焼実験により性能検証を実施 ■普及啓発 設計者向けの工事現場見学会や個別相談会等の実施 ■専門家への意見聴取 保存活用計画の安全性等の審査を行うに当たり、れんが造等の特殊な構造形式の構造上の安全性や、多数の方が利用する建築物等の防火上の安全性等を判断する場合に、市長や建築審査会が第三者的な立場の専門家に意見を求め、意見を反映させる。

## I-2 投入量

年間経費等推移 (千円)	No.	区分	区分					
			H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算		
(千円)	①	事業費	(千円)	8,866	10,354	15,251	21,929	
		報償費	(千円)	56	223	234	240	
		旅費	(千円)	106	22	148	100	
		需用費	(千円)	732	865	1,021	519	
		役務費(通信運搬費等)	(千円)	2	20	16	20	
		補助金	(千円)	5,000	9,224	3,400	17,000	
		使用料及び賃借料	(千円)	0	0	32	50	
		①' 委託料	(H28) 普及啓発及び活用支援事業等、(H30, R1) 包括同意基準拡充検討業務	(千円)	2,970	0	10,400	4,000
		②	委託料が事業費に占める割合(①' ÷ ①)	(%)	33.5	0.0	68.2	18.2
		③	人件費	(千円)	13,617	17,714	21,589	21,589
			職員(課長級)	(人)	0.05	0.10	0.10	0.10
			職員(課長補佐級、係長級)	(人)	0.50	0.85	0.85	0.85
			職員(係員)	(人)	1.00	1.00	1.50	1.50
			嘱託職員等人件費	(千円)	0	0	0	0
	④	年間経費(①+③)	(千円)	22,483	28,068	36,840	43,518	
	⑤	特定財源(市税等の一般財源以外)	(千円)	0	0	1,500	0	
		国庫・府支出金	(千円)	0	0	0	0	
		受益者負担分(使用料、手数料等)	(千円)	0	0	0	0	
		その他(寄附金)	(千円)	0	0	1,500	0	
	⑥	京都市年間負担経費(④-⑤)	(千円)	22,483	28,068	35,340	43,518	
	⑦	受益者負担率(受益者負担分÷④)	(%)	-	-	-	-	

令和元年度  
(平成30年度分)  
II 評価結果

事務事業名 歴史的建築物保存・活用推進事業

II-1 市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性	
公益性	<input checked="" type="checkbox"/> より多くの市民に提供されるサービス(共同消費性) <input type="checkbox"/> 特定の個人または集団に提供されるサービス(個人消費性)	政策性	<input checked="" type="checkbox"/> 政策的意思決定を必要とするサービス(政策的) <input type="checkbox"/> 経常業務の度合いが高いサービス(経常的)	必要性(程度)	
必要性	<input type="checkbox"/> 日常生活に必要不可欠なサービス(必需) <input checked="" type="checkbox"/> 日常生活に必要不可欠でないサービス(選択)	行政専門性	<input checked="" type="checkbox"/> 行政上の専門知識を必要とするサービス(行政専門性) <input type="checkbox"/> 行政上の専門知識を必要としないサービス(一般専門性)	無	
判定	④ 選択・共同消費性	判定	① 政策的・行政専門性	現在の受益者負担率(%)	
多数の人を対象とし、日常生活に欠かすことができないというほどではないサービスが該当します。 行政が関与するのであれば、特に理由がある場合に最低限の範囲にとどめ、また、受益者負担を伴うことが前提となります。 【例】美術館・博物館の運営など		業務を進めていくうえで、政策的な判断が必要であり、また、そのために行政の専門的な知識やノウハウ等が必要となります。 行政活動の中心となる業務であり、専門知識やノウハウ等の蓄積や人材育成なども欠かせないため、原則として、行政が実施主体となる業務です。		-	
国、府、民間事業者による類似事業	なし	他の政令指定都市の実施状況	なし		

II-2 業績評価

目標達成度	指標名			単位	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	
指標1	保存建築物登録軒数			目標値 …①	軒	7	5	6	6
				実績値 …②	軒	3	2	3	
				目標達成度(②÷①)	%	42.9	40.0	50.0	
区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標		評価	かなり悪い	かなり悪い	悪い	
指標2				目標値 …①					
				実績値 …②					
				目標達成度(②÷①)	%				
区分		種類		評価					
指標の選択理由					目標値設定の考え方				
指標1	「保存建築物登録軒数」とは、京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第4条第1項に基づき市長が登録を行う保存建築物の軒数を示す。条例を活用しての歴史的建築物の保存・活用の実績は最終的に保存建築物の登録軒数で示されるものであり、普及啓発や補助制度についても登録軒数を増加させることを目標とするものであるため、指標1による事業の効果検証が適当である。				予算措置状況を勘案して設定				
指標変更の有無	無	指標名	区分	適用年度	単位				
指標2									
指標変更の有無	無	指標名	区分	適用年度	単位				
【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況									
指標1	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名			単位	H28年度	H29年度	H30年度	
	変更無				目標値 …①				
	区分	種類			実績値 …②				
指標2	変更無				目標達成度(②÷①)	%			
	区分	種類			目標値 …①				
	区分	種類			実績値 …②				
効率性	No.	区分			単位	H28年度	H29年度	H30年度	
	①	保存建築物登録軒数			軒	3	2	3	
	②	年間経費(事業費及び人件費の合計額)			千円	22,483	28,068	36,840	
	③	単位当たり経費(②÷①×1,000円)			円/単位	7,494,333	14,034,000	12,280,000	
	④	単位当たり経費変動率(%)					87.3	-12.5	
					評価	かなり悪くなった	かなり良くなった		
市民参加度(市民参加の手法)	無			(市民参加の具体的な手法等)					
市会・監査・外部機関等からの指摘									

# 歴史的な価値を有する建築物を安全に保存し、 活用することで、次世代へ継承する制度

## —京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例—

- ・京都市内には、京町家などの伝統的な木造建築物や、近代建築物が数多く存在し、歴史都市・京都の景観を形成し、文化を伝えています。
- ・しかし、こうした建築物は、増築や用途の変更を行おうとする場合、現行の建築基準法の規定に適合することが求められることから、景観的、文化的に価値のある意匠や形態等を保存しながら、使い続けることが困

本冊については、以下のURLから御覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000157/157989/leaflet2.pdf>

を活用することで、建築基準法の適用を除外し、良好な状態で次世代へ継承することが可能です。

### 歴史的建築物

#### 伝統的な木造の建築物



景観的価値

文化的価値

歴史的価値

#### 近代建築物



建築基準法が適用されることにより、建築物の保存、活用のための建築行為が困難となる場合には、この条例により同法の適用を除外します。

安全性の確保や市街地環境の保全等については、この条例により、建築物の価値を踏まえながら、状況に応じた措置を講じていただきます。

(令和元年度第一回事務事業評価委員会資料)

保存活用計画作成支援事業 補助金交付実績

【補助対象建築物の件数及び補助執行率の推移】

年度	予算額 (千円)	件数	決算額合計 (千円)	執行率	補助対象建築物の件数及び補助執行率の推移			
					規模・構造	延べ面積 (㎡)	補助額 (千円)	備考
26	13,000	交付済 1件	4,044	31.1%	大規模木造	824	4,044	
27	13,000	交付済 2件	7,000	53.8%	非木造	821	5,000	
					大規模木造	3,646	2,000	
28	13,000	交付済 1件	5,000	38.5%	大規模木造	850	5,000	
29	10,000	交付済 3件	9,224	92.2%	小規模木造	124	2,000	
					大規模木造	314	2,224	
					非木造	5,607	5,000	
30	15,000	交付済 2件	3,400	22.7%	小規模木造	195	1,600	
					小規模木造	142	1,800	
		交付決定済 1件	※8,400	※56%	大規模木造	3,314	5,000	繰越

※繰越分を含めた執行見込

※助成率：2/3 ※助成上限：小規模木造（200㎡以下）200万円，非木造・大規模木造：500万円

区分	H26		H27		H28		H29		H30		H31
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算
事業費 (千円)	23,000	12,828	23,000	15,501	18,000	8,866	11,300	10,354	27,642	15,251	16,929
報償費	525	0	450	33	540	56	300	223	600	234	240
旅費	120	104	0	0	150	106	50	22	150	148	100
需用費	1,050	678	1,250	499	1,250	732	890	865	1,172	1,021	519
役務費 (通信運搬費等)	280	34	300	1	60	2	60	20	20	16	20
補助金	13,000	4,044	13,000	7,000	13,000	5,000	10,000	9,224	15,000	3,400	12,000
使用料及び賃借料	25	0	0	0	0	0	0	0	300	32	50
委託料	8,000	7,968	8,000	7,968	3,000	2,970	0	0	10,400	10,400	4,000
補助金執行率	31.1%		53.8%		38.5%		92.2%		22.7%		(※56.0%)

※繰越分5,000千円を含めた執行見込

年度	普及啓発方法	実績等	作成パンフ等
26	建築物の所有者や関係団体等に対する条例の周知（資料配布・説明会等）	所有者への資料送付：635件，関係団体への説明会：1回（88名）	
	建築物の所有者に対する活用意向の調査や条例活用が望ましい案件についての働きかけ	個別住訪調査：25件	
27	設計者等に対する条例の周知（資料配布・説明会等）	ワークショップ開催：2回（25名，26名）	手続BOOK①
	建築物の所有者に対する活用意向の調査や条例活用が望ましい案件についての働きかけ	個別住訪調査：25件	
28	法適用除外基準の事前明示のための包括同意基準の制定に向けた検討	制度活用モデルプラン等の作成	手続BOOK②
	設計者等に対する条例の周知（資料配布・説明会等）	設計者等への説明会：2回（76名，102名）	
29	設計者向けの実践講習会や工事現場見学会等の実施	現場見学会：1回（36名），講習会：3回（14名，15名，27名）	
30	設計者向けの工事現場見学会や個別相談会等の実施	現場見学会：3回（87名，41名，10名），個別相談会：2件	
31	設計者向けの実践講習会，工事現場見学会，シンポジウム等の実施	実践講習会：1回（39名），現場見学会：2回（46名，53名），シンポジウム：1回（予定）	

## 【参考】

# 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に係る 平成29年度 専門家向け実践講習会

京都市では、建築基準法の適用除外規定を活用した「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」（以下「条例」といいます。）により、景観的、文化的価値を有する京町家等の歴史的建築物の保存活用を推進しています。今年4月から、条例に基づく手続をスムーズに進めていただき、京町家における浴室・便所等の水回りの増築や、簡易宿所への用途変更等の保存活用を更に促進するため、標準的な規模の京町家を対象に、建築基準法の適用を除外する際の技術的基準（建築審査会の包括同意基準※）の運用を開始しました。これを受け、8月には、当該基準を初めて適用して、長江家住宅主屋北棟について、建築基準法の適用除外を行いました。

この度、当該基準の理解をより深めていただき、京町家の保存活用を更に促進することを目的として、専門家向け実践講習会を開催いたします。是非御参加ください。

※ 包括同意基準とは、京都市長が建築基準法適用除外指定を行うに当たり、建築審査会の個別の審議を経ることなく同意を得て処分を行うことが可能となる基準のことをいいます。



戦前頃の長江家住宅（写真提供：立命館大学）

## 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例に係る 平成29年度専門家向け実践講習会 開催案内

見て  
学ぶ

### 1 長江家住宅の工事現場見学会

日時：平成29年11月8日（水） 13時00分～14時30分（13時の部）  
15時00分～16時30分（15時の部）

使って  
学ぶ

場所：長江家住宅（裏面参照）  
定員：各部20名（先着順）  
内容：包括同意基準を適用し、建築基準法適用除外を行った長江家住宅主屋北棟を見学しながら、条例及び包括同意基準について学ぶもの

### 2 耐震診断（京町家型標準設計法）に関する実践講習会

日時：平成29年11月17日（金） 14時00分～16時00分

場所：ひと・まち交流館 京都 ワークショップルーム1（裏面参照）

定員：15名（先着順）

演習で  
学ぶ

内容：京町家型標準設計法の考え方を聞き、例題を基に京町家型標準設計法計算ツールの使い方を学ぶもの

### 3 京町家を対象とした包括同意基準の解説と演習

日時：平成29年11月22日（水） 14時00分～16時00分

場所：ひと・まち交流館 京都 ワークショップルーム1（裏面参照）

定員：15名（多数の場合は京町家の改修経験のある方を優先、その他は先着順）

内容：標準的な京町家を基に、実際に包括同意基準を適用した設計を行い、学ぶもの



長江家住宅



旧美濃幸



旧牧野眼科医院

本市では、景観的、文化的に価値を有する建築物に対して、建築基準法の適用を除外し、本市独自の安全性等を確保する仕組みを適用する「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」により、歴史的建築物の保存及び活用を推進しています。

この度、京町家の保存活用を更に促進することを目的として、建築基準法適用除外制度に係る専門家向け実践講習会を開催しますので、お知らせします。設計者の生の声を聞くことができ、制度を活用した事例の現地見学ができる貴重な機会ですので、是非、御参加ください。

～設計者が京町家の保存・活用のポイントを語ります～

## 建築基準法適用除外制度に係る専門家向け実践講習会について

### 第1回 長江家住宅 主屋北棟／講師：古賀 芳智氏（株式会社KOGA建築設計室）

日時：令和元年8月27日（火）【午後1時の部】午後1時00分～午後2時30分  
【午後3時の部】午後3時00分～午後4時30分

会場：長江家住宅（裏面参照）定員：各部20名（抽選）

内容：「意匠設計者が語る保存・活用のポイント／講師」  
「包括同意基準拡充の取組（木製防火雨戸の研究開発）／京都市」

### 第2回 旧牧野眼科医院／講師：松井 薫氏（住まいの工房） 足立 成美氏（株式会社アルファ建築設計構造事務所）

日時：令和元年9月27日（金）【午後1時の部】午後1時00分～午後2時30分  
【午後3時の部】午後3時00分～午後4時30分

会場：旧牧野眼科医院（裏面参照）定員：各部20名（抽選）

内容：「意匠、構造設計者が語る保存・活用のポイント／講師」  
「包括同意基準拡充の取組（木製防火雨戸の研究開発）／京都市」

### 第3回 旧美濃幸／講師：魚谷 繁礼氏（株式会社魚谷繁礼建築研究所） 満田 衛資氏（株式会社満田衛資構造計画研究所）

日時：令和元年10月3日（木）午後6時30分～午後8時00分

会場：ひと・まち交流館 京都 ワークショップルーム2（裏面参照）定員：40名（抽選）

内容：「意匠、構造設計者が語る保存・活用のポイント／講師」  
「包括同意基準拡充の取組（木製防火雨戸の研究開発）／京都市」

令和元年度  
(平成30年度分)

## 事務事業評価票

A 一般型

No.

1010009

## I 事業の概要

重点評価

## I-1 事業の概要

事務事業名	次世代自動車普及促進事業		所管局部課等	環境政策局地球温暖化対策室		
	ホーム・シアトル		(連絡先)	222-4555		
		<a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000250115.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000250115.html</a>	(評価票作成者)	エネルギー事業推進課長 大西一範		
業務運営方法	部分委託	委託(補助・負担)先の名称、委託(補助・負担)の内容 委託先:(公財)京都市スポーツ協会,(公財)京都市音楽芸術文化振興財団,(公財)京都市都市緑化協会,(公財)京都市健康づくり協会,(一財)京都市都市整備公社など 委託内容:充電設備管理業務など	事務事業の性格	任意の事業		
			類型	11 その他		
			会計区分	一般会計		
			開始時期	平成	21	年度
			終了(予定)時期	平成		年度
実施根拠 (法令、条例、規則、要綱等)	京都市地球温暖化対策条例 京都市地球温暖化対策計画(2011-2020) 京都市エネルギー政策推進のための戦略 京都市自動車環境対策計画(2011-2020)					

## 主たる上位施策 0101 自然環境とくらしを気遣う環境の保全

事業概要	目的 (どのような状態にしたいのか)	環境性能の高い次世代自動車(電気自動車等)を普及させるとともに、車の共同利用を進めて自動車の保有台数を減らすことにより、自動車から排出される温室効果ガス、大気汚染物質を削減する。
	背景 (どのような経緯で事業を開始したのか)	自動車排ガスの処理技術及び燃費改善などの技術的進歩とあいまって、自動車交通による環境負荷の低減は進みつつある。しかし、本市内から排出されたCO <sub>2</sub> の約25%(平成22年度)は運輸部門からの排出であり、その9割は自動車からの排出である。 低炭素社会と公害のない社会の実現に向け、自動車からの温室効果ガス、大気汚染物質を削減するため、環境性能の高い自動車の普及促進を図る。
	対象 (誰を、何を)	市民及び事業者
	活動内容 (どのような手段で)	次世代自動車(電気自動車等)の普及を促進するため、以下の取組を行う。 ①本市所管の充電設備の保守管理 ②市が主催するイベント等でのEVの活用や、EVの普及啓発及び充電設備設置箇所の周知

## I-2 投入量

年間経費等推移 (千円)	No.	区分	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算
	①	事業費 (千円)	3,455	3,945	3,008	3,033
		需用費(電気自動車の点検・修理, 資料印刷等)	897	860	539	245
		負担金補助及び交付金(電気自動車購入補助, 充電設備設置補助)	0	600	0	0
		その他(旅費等)	97	34	18	88
			0	0	0	0
			0	0	0	0
			0	0	0	0
	①' 委託料(電気自動車共同利用業務等)	2,461	2,451	2,451	2,700	
	② 委託料が事業費に占める割合(①'÷①)	(%)	71.2	62.1	81.5	89.0
	③	人件費 (千円)	8,403	10,223	5,551	6,344
		職員(課長級) (人)	0.10	0.12	0.10	0.10
		職員(課長補佐級, 係長級) (人)	0.40	0.40	0.20	0.20
		職員(係員) (人)	0.40	0.60	0.30	0.40
		嘱託職員等人件費 (千円)	0	0	0	0
④ 年間経費(①+③)	(千円)	11,858	14,168	8,559	9,377	
⑤	特定財源(市税等の一般財源以外) (千円)	2,461	2,727	2,451	2,700	
	国庫・府支出金 (千円)	0	0	0	0	
	受益者負担分(使用料, 手数料等) (千円)	0	0	0	0	
	その他(基金繰入金) (千円)	2,461	2,727	2,451	2,700	
⑥ 京都市年間負担経費(④-⑤)	(千円)	9,397	11,441	6,108	6,677	
⑦ 受益者負担率(受益者負担分÷④)	(%)	-	-	-	-	

令和元年度  
(平成30年度分)  
II 評価結果

事務事業名 次世代自動車普及促進事業

II-1 市民と行政の役割分担評価

公共性		実施主体の妥当性		受益者負担の妥当性	
公益性	<input checked="" type="checkbox"/> より多くの市民に提供されるサービス(共同消費性) <input type="checkbox"/> 特定の個人または集団に提供されるサービス(個人消費性)	政策性	<input checked="" type="checkbox"/> 政策的意思決定を必要とするサービス(政策的) <input type="checkbox"/> 経常業務の度合いが高いサービス(経常的)	必要性(程度)	
必要性	<input type="checkbox"/> 日常生活に必要不可欠なサービス(必需) <input checked="" type="checkbox"/> 日常生活に必要不可欠でないサービス(選択)	行政専門性	<input checked="" type="checkbox"/> 行政上の専門知識を必要とするサービス(行政専門性) <input type="checkbox"/> 行政上の専門知識を必要としないサービス(一般専門性)		
判定	④ 選択・共同消費性	判定	① 政策的・行政専門性	現在の受益者負担率(%)	
多数の人を対象とし、日常生活に欠かすことができないというほどではないサービスが該当します。 行政が関与するのであれば、特に理由がある場合に最低限の範囲にとどめ、また、受益者負担を伴うことが前提となります。 【例】美術館・博物館の運営など		業務を進めていくうえで、政策的な判断が必要であり、また、そのために行政の専門的な知識やノウハウ等が必要となります。 行政活動の中心となる業務であり、専門知識やノウハウ等の蓄積や人材育成なども欠かせないため、原則として、行政が実施主体となる業務です。		-	
国、府、民間事業者による類似事業	イベント等でのEVの活用や、EVの普及啓発及び充電設備設置箇所の周知	他の政令指定都市の実施状況	多くの政令指定都市でイベント等でのEVの活用や、EVの普及啓発及び充電設備設置箇所の周知を実施		

II-2 業績評価

目標達成度	指標名		単位	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
指標 1	電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHV)普及台数(累積)	目標値 …①	台	6,800	11,500	19,600	33,500
		実績値 …②	台	1,659	1,984	2,240	
		目標達成度(②÷①)	%	24.4	17.3	11.4	
区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標	評価	かなり悪い	かなり悪い	かなり悪い
指標 2	充電設備設置数(累積)	目標値 …①	基	638	742	848	954
		実績値 …②	基	292	308	331	
		目標達成度(②÷①)	%	45.8	41.5	39.0	
区分	成果指標	種類	増加することが良いとされる指標	評価	かなり悪い	かなり悪い	かなり悪い
				総合評価	かなり悪い	かなり悪い	かなり悪い
指標の選択理由				目標値設定の考え方			
指標 1	環境性能の高いEV、PHVを普及させることにより、自動車から排出される大気汚染物質、温室効果ガスを削減する。			京都市自動車環境対策計画において、令和2年度までの普及台数の目標を累計60,000台としており、それに向けての各年度の目標台数を設定している。			
指標変更の有無	無	指標名	区分	適用年度		単位	
指標 2	共同利用の充電設備設置数を増やすことにより、マイカー比率を下げつつ、EV、PHVの普及を図ることで、自動車から排出される大気汚染物質、温室効果ガスを削減する。			京都市自動車環境対策計画において、令和2年度までの拠点数の目標を累計1,060箇所(急速60基、200V充電1,000基)としており、それに向けた各年度の目標拠点数を設定している。			
指標変更の有無	無	指標名	区分	適用年度		単位	

【参考】前年度に設定した評価指標の見直しの状況

	見直しの状況	前年度に設定した評価指標名	単位	H28年度	H29年度	H30年度
指標 1	変更無	目標値 …①				
		実績値 …②				
		目標達成度(②÷①)	%			
区分		種類	評価			
指標 2	変更無	目標値 …①				
		実績値 …②				
		目標達成度(②÷①)	%			
区分		種類	評価			

効率性	No.	区分	単位	H28年度	H29年度	H30年度
	①	電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHV)普及台数	台	1,659	1,984	2,240
②	年間経費(事業費及び人件費の合計額)	千円	11,858	14,168	8,559	
③	単位当たり経費(②÷①×1,000円)	円/単位	7,148	7,141	3,821	
④	単位当たり経費変動率(%)			-0.1	-46.5	
				評価	変わらない	かなり良くなった

市民参加度(市民参加の手法)	無	(市民参加の具体的な手法等)
----------------	---	----------------

市会・監査・外部機関等からの指摘	
------------------	--

## 次世代自動車普及促進事業の概要

### 1 事業概要

- (1) 「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」という高い目標を達成するためには、温室効果ガスの排出削減に向けた運輸部門に係る対策として、電気自動車（EV）をはじめとするエコカーの普及促進が重要である。
- また、京都市自動車環境対策計画では、「環境共生と低炭素のまち・京都」、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を目指し、エコカーへの転換をはじめ、総合的な自動車環境対策を推進している。
- (2) 市が主催する環境イベントや防災訓練時等に、非常用電源としての活用方法を周知するとともに、同イベントにおいて自動車販売店とも連携しながら、最新のEVやプラグインハイブリッド自動車（PHV）についてもPRしている。走行時に、二酸化炭素等の排気ガスの出ないEV及び排気ガスが少ないPHVの普及啓発に向け更なる魅力を発信する取組を重点的に進めている。
- (3) 併せて、多くの市民に利用される公共施設に備える充電設備の日常管理業務を実施し、充電インフラを整備することで、運輸部門における温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいる。

### 2 これまでの事務事業の見直しについて

近年、民間での急速充電設備の設置が進み、市内のEV普及台数に対して十分と思われる程度になった。そのため、維持管理コストの負担が大きい4箇所の充電設備について、設備の対応年数が超過したため、その設置を平成30年度末をもって廃止した。

### 3 本市が実施する本事業以外のEV、PHVの普及促進事業一覧

関西広域連合次世代自動車普及促進事業担当者会議	関西広域連合の構成市として、他都市と協同してエコカー検定の実施や次世代自動車普及促進冊子の作成等を実施。また、構成府県市の取り組み状況など情報を交換。
エコカー検定の実施	走行時に二酸化炭素を排出しない次世代のエコカーである電気自動車の魅力や知識を関西広域連合管内の住民に広く、楽しく知っていただく機会とするため、EV、PHVなどの知識を問うエコカー検定を実施。
次世代自動車普及促進冊子の作成・配布	関西広域連合で作成した燃料電池自動車（FCV）啓発冊子「燃料電池自動車って何だろう」に掲載した内容からエコカー検定の問題を多く出題することとし、冊子と検定を組み合わせ、次世代自動車の普及を促進。
公用車としての活用	地球温暖化対策室所管のEVを、庁内の他部署に公用車として活用することで啓発の機会を拡大。

#### 4 過去5年間のイベント等でのEV活用実績推移

EVを葵祭，時代祭，大文字駅伝，全国都道府県対抗女子駅伝，地域防災訓練，選挙などに貸し出すことで，啓発を行っている。

<イベントへのEV貸出実績>

年度	H26	H27	H28	H29	H30	累計
利用件数（件）	15	20	14	8	4	61
利用日数（日）	58	50	48	53	19	228

注 平成29年度から，FCVの貸出も開始している（29年度17件，30年度19件）ため，EVの貸出実績は減少している。しかし，FCVを貸し出したイベントの一部で次世代自動車にかかる啓発冊子の配布やパネルの展示等による啓発を行うことで，EV，FCVを併せてPRしている。